

『日本国憲法を学ぶ（第3版）』 お詫びと訂正

本書におきまして、以下のように誤りがございました。お詫び申し上げますとともに、次のとおり訂正いたします。

記

2025年12月25日

（株）中央経済社

刷数	場所	誤	正
～7刷	p.337 12行目	旭川学力テスト事件最高 裁大法廷判決：最大判昭和 50・5・21	旭川学力テスト事件最高 裁大法廷判決：最大判昭 和 <u>51</u> ・5・21
	p.360	最大判昭和 50・5・21 刑 集 30巻5号 615頁〔旭川 学力テスト事件〕	最大判昭和 <u>51</u> ・5・21 刑 集 30巻5号 615頁〔旭 川学力テスト事件〕